

所得制限について

※税制改正等により、計算方法が変わる場合があります。

【所得の計算方法】

所得額 = 年間収入額 - 必要経費（給与所得控除額等） - 下記諸控除

【所得制限の限度額】 ※ 扶養親族等の数により、限度額が変わります

扶養親族等の数	本人	配偶者及び扶養義務者
	所得制限限度額	所得制限限度額
0	3,604,000円	6,287,000円
1	3,984,000円	6,536,000円
2	4,364,000円	6,749,000円
3	4,744,000円	6,962,000円
4	5,124,000円	7,175,000円
5	5,504,000円	7,388,000円

※所得制限における扶養義務者とは、同一世帯内での最多収入者をいいます。

※以下の場合、この所得制限限度額に加算されます。

○受給者本人について

扶養親族等が6人以上の場合は、1人につき380,000円を加算。

70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族がある場合は、1人につき100,000円を加算。

特定扶養親族がある場合は、1人につき250,000円を加算。

○配偶者・扶養義務者について

扶養親族等が6人以上の場合は、1人につき213,000円を加算。

老人扶養親族がある場合は、1人につき60,000円を加算（ただし、老人扶養親族のみのときは、1人を除いた1人につき60,000円を加算）。

※以下の控除額が所得額から差し引かれます（控除によっては所得要件があります）

- 雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除 → 控除相当額
- 配偶者特別控除 → 控除相当額
- 社会保険料控除（受給資格者の場合） → 控除相当額
- （扶養義務者の場合） → 8万円
- 障害者控除（本人除く） → 27万円
- 特別障害者控除（本人除く） → 40万円
- 寡婦控除、勤労学生控除 → 27万円
- ひとり親控除 → 35万円
- 肉用牛の売却による事業所得 → 当該免除に係る所得の額